第4章 最終需要部門、粗付加価値部門の定義

4-1 最終需要部門

● 家計外消費支出(列)

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費な ど企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する 支出である。詳細は、粗付加価値部門の説明を参照の こと。

● 家計消費支出

- ① 家計の財(個人企業を除いた消費主体としての家計)及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、海外・県外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外・県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。
- ② 家計消費支出には、「県内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」(県内概念)と「県内市場及び海外・県外市場における居住者家計の消費」(県民概念)という2つの概念がある。産業連関表においては、本部門を「県民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を列部門「(控除)輸入(直接購入)」として、海外の非居住者家計の県内市場における消費を列部門「輸出(直接購入)」としてそれぞれ別掲している。ただし、居住者家計の県外市場における消費(移入)及び県外の非居住者家計の県内市場における消費(移入)及び県外の非居住者家計の県内市場における消費(移入)及び県外の非居住者家計の県内市場における消費(移入)及び県外の非居住者家計の県内市場における消費(移入)及び県外の非居住者家計の県内市場における消費(移出)については、輸出入における直接購入部門のように別掲していない。
- ③ 海外・県外現物贈与(個人が外国・県外から受ける贈与)と海外・県外消費支出(居住者の外国・県外における財及びサービスの消費)については、輸移入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。
- ④ 中古品取引については、それが家計部門内相互

間の取引である場合と、資本形成や非市場生産者 (一般政府)などの他部門との間の取引である場 合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売 額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運 賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計か らの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆 に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が 家計消費支出となり、販売した部門では、販売額 をマイナスの支出として計上することとしてい る。

- ⑤ 医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。
- ⑥ 現物給付(通勤手当等)については、家計消費 支出に含める。したがって、企業(企業負担部分、 社員自己負担部分とも)、自衛隊における給食に ついても、直接家計消費されるものとする。なお、 刑務所における給食は、飲食材料の政府消費とし、 家計消費には含めない。
- ⑦ 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供 される場合、このための飲食材料費は一旦各部門 の中間投入として計上し、同部門から家計へ産出 するものとする。

● 対家計民間非営利団体消費支出

対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、非市場生産者(対家計民間非営利団体)★により供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたものに等しい。したがって、非市場生産者(対家計民間非営利団体)★の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

● 中央政府集合的消費支出

中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス(外交・防衛など社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★により供給される集合的サービスの生産額(集合的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたもの、つまり中央政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

● 地方政府集合的消費支出

地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス(議会・警察などの社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★により供給される集合的サービスの生産額(集合的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたもの、つまり地方政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

● 中央政府個別的消費支出

中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★により供給される個別的サービスの生産額(個別的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額を差し引いたもの(つまり、中央政府の個別的サービスの自己消費額)に家計への教科書用図書の現物給付、医療の保険給付等を加えたものに等しい。

● 地方政府個別的消費支出

地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(教育・保健衛生などの個人に対す

る財・サービス)に関する支出のうち、地方政府自身 が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★により供給される 個別的サービスの生産額(個別的サービスの生産活動 に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格 でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方 政府の個別的サービスの自己消費額に等しい。

● 県内総固定資本形成(公的)

- ① 非市場生産者(一般政府)★★又は公的企業による県(地域)内における建設物、機械、装置、防衛装備品、知的財産生産物(研究・開発、ソフトウェアを含む)等の固定資産の取得(購入、固定資産の振替等)からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン、仲介手数料等の直接費用が含まれる。生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。また、資産の除去・除却に際し必要となる原状回復費用も本部門に計上される。
- ② 固定資産として規定する資本財の範囲は、1年 超にわたり、生産に繰り返しあるいは継続的に使 用されるものとする。ただし、作業に用いる手工 具等のように安価かつ安定的に購入されるもの については、経常取引とみなし、固定資本形成に は含めない。
- ③ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。
- ④ 生産が長期にわたる資産(長期生産物)は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定(自家用に用いる資本の生産)については、使用者が所有権を得ているた

め、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競走用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物の自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

⑤ 建設、船舶の建造(以下「建設等」という。) に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

● 県内総固定資本形成(民間)

県内における建設物、機械、装置、知的財産生産物 (研究・開発、ソフトウェアを含む) 等の固定資産の取得 (購入、固定資産の振替) であり、「県内総固定資本形成(民間)」の範囲は、列部門「県内総固定資本形成(公的)」と同じである。資本形成を行う主体は、市場生産者(公的企業を除く)及び非市場生産者(対家計民間非営利団体)★である。なお、持家に係る建物、構築物の取得や耐用年数の向上を伴うような改修、土地の造成・改良費は、自己消費される住宅サービス(住宅賃貸料(帰属家賃))の生産に用いられるものとして扱い、本部門に含める。

● 生産者製品在庫純増

財を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品 (建設物は除外する。)と定義される生産者製品在庫の 物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

● 半製品・仕掛品在庫純増

財を産出する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しがされないもの(ただし、自己勘定によるものと建設仕掛工事は除外する。)と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

(注 意 点)

と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年 を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物の 成長増加分、及び専門的生産者(育成を業として行い、 育成された財を自己使用せずに出荷する生産者)が所 有する財の成長増加分は、本部門に含まれる。

● 流通在庫純増

卸売業・小売業に分類される生産者によって取得された財であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

(注 意 点)

本部門は、卸売業・小売業に分類される事業所以外 からは産出されないが、独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構の行う石油の国家備蓄については、 例外的に流通在庫純増として扱う。

● 原材料在庫純増

原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- ① 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得する 全ての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- ② 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- ③ 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれ らに類する財
- ④ 購入した非耐久性コンテナー、こん包工場での 包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- ⑤ 防衛省の保有する弾薬類
- ⑥ その他

(注 意 点)

- ① 非市場生産者(一般政府)★★の生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものを全て中間消費として計上し、生産額を推計している。その産出先は、他の部門に対する販売額(例えば、国公立学校の授業料等)を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、市場生産者との対比で非市場生産者(一般政府)★★の原材料在庫にあたると見られる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。ただし、防衛省の保有する弾薬類については定義・範囲に記載のとおり本部門に含める。
- ② 非市場生産者(対家計民間非営利団体)★についても、非市場生産者(一般政府)★★と同様の扱いをしている。

● 輸出(普通貿易)

「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、 財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とす る。

ただし、純輸出額(当該年次に日本国内で生産された財の輸出額)を計上するという観点から、再輸出品(輸入された後、国内で需要されることなく、輸出されたもの。すなわち、国産品ではないもの。)及び再輸入を前提とする輸出品(国産品が国内で需要されることと実態として変わらない。)を控除するとともに、書画、こっとう、中古タイヤ、中古自動車等については、マージン相当額のみを計上する。

なお、①少額貨物 (1件当たり 20万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財は、貿易統計の対象ではないため、本部門の範囲に含まない。

「輸出(普通貿易)」の価格評価は、FOB価格(船積価格)で評価する。

(注 意 点)

貿易統計では、輸出品についてFOB価格で評価されており、本部門もそれを用いている。しかし、FOB価格は、財の金額の中に生産工場から本船までの間に要した商業マージン及び国内貨物運賃が含まれており、購入者価格に相当するものとなっている。

そのため、生産者価格評価表で記録する場合、同表の一般的な取扱いと同様、各財については、商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた額を計上し、各財の商業マージン及び国内貨物運賃については、商業及び運輸部門に一括して計上する。

● 輸出(特殊貿易)

「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支統計のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、①「輸出(直接購入)」の推計範囲、②建物サービス等を控除したものを、主な範囲とする。

貨物運賃及び貨物保険に関し、本邦運輸(保険)事業者が受け取った貨物運賃(ネット保険料)収入については、対象となる貨物が輸出品であるか輸入品であるかの別、支払者が居住者であるか非居住者であるかの別を問わず、「本邦の事業者が、運輸(保険)サービスを、貿易という場面で提供(輸出)したもの」と考え、全て貨物運賃、貨物保険の輸出として、本部門に計上する。

(品目例示)

貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による 財・サービスの消費、国際間の電話料金、貨物保険、 代理店手数料、広告宣伝費、その他の民間部門のサ ービス関係取引

(注 意 点)

海外居住者の県内観光旅行による財・サービスの 消費は、「輸出(直接購入)」に含める。

● 輸出(直接購入)

「非居住者家計による県内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。

(品目例示)

訪日外国人旅行者(観光などの業務以外を目的とするもの)の日本国内での消費、外国の外交団団員等の個人消費、駐留軍の隊員等の個人消費

● 移出

県内市場から県外への財・サービスの販売のこと。 県内居住者と海外居住者との取引である列部門「輸出(普通貿易)」、「輸出(特殊貿易)」、「輸出(直接購入)」を、県内居住者と県外居住者との取引に読み換えたものに概ね相当する。

特殊な例として、本社営業所等の活動経費、受委託 加工費の表章にも用いられている。

● (控除)輸入(普通貿易)

「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。ただし、純輸入額(当該年次に日本国内で需要された外国産の財の輸入額)を計上するという観点から、再輸入品(輸出された後、外国で需要されることなく、輸入された財。すなわち、日本国内で生産された財)を控除し、また、書画、こっとう、中古タイヤ、中古自動車等についても控除する。なお、①少額貨物(1件当たり20万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財は、貿易統計の対象ではないため、本部門の範囲に含まない。

「(控除) 輸入(普通貿易)」は、CIF価格で評価する。

● (控除)輸入(特殊貿易)

「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支統計のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、①「輸入(直接購入)」の推計範囲、②建物サービス等を控除したものを、主な範囲とする。

貨物運賃及び貨物保険に関し、本邦運輸(保険)事業者が受け取った貨物運賃(ネット保険料)収入については、対象となる貨物が輸出品であるか輸入品であ

るかの別、支払者が居住者であるか非居住者であるかの別を問わず、「本邦の事業者が、運輸(保険)サービスを、貿易という場面で提供(輸出)したもの」と考え、全て貨物運賃、貨物保険の輸出として、「8011-02輸出(特殊貿易)」に計上する。例えば、本邦の運輸事業者が輸入品の輸送について、収入を得たとしても、本部門には計上しない(本部門に計上すると、収入を得たにもかかわらず、国内生産額を減額してしまうことになる。)。

なお、外国の運輸事業者に対する用船料や用機料の 支払については、本部門に計上されるが、外洋輸送、 国際航空輸送において自部門投入されることで、行部 門としては相殺される。

(品目例示)

貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による 財・サービスの消費、国際間の電話料金、貨物保険、 代理店手数料、広告宣伝費、その他の民間部門のサ ービス関係取引

(注 意 点)

- ① 産業連関表における輸入(普通貿易)はCIF 価格で評価・計上するため、貨物運賃や貨物保険に ついて輸入(特殊貿易)でも計上すると、その分が 重複する。このため、産業連関表では、用船料や用 機料といった一部の例外を除き、運賃及び保険は輸 入(特殊貿易)には計上されない。
- ② 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、「(控除)輸入(直接購入)」に含める。

● (控除)輸入(直接購入)

「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接 取引」を範囲とする。

(品目例示)

県内居住者の海外旅行者(観光などの業務以外を目的とするもの)の現地消費、日本国の外交団団員等の個人消費

● (控除)関税

輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に 基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品 の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品 と高い国産品の価格の差を縮小させる働きを持ってい る。そこで、「輸入」部門とは別に「関税」部門を設け ることにより、輸入品に関する金額を明らかにしてい る。

なお、納税後、一定の条件に該当する場合になされる還付分については、基礎資料の制約から関税総額に含まれている。また、再輸入の船舶については、普通貿易での輸入の取消として扱われるため、関税についても関税がかからなかったものとして扱う。

● (控除)輸入品商品税

輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油石炭税が課税されることから、輸入品の金額を明らかにする一環として、これら税金を範囲として、列部門「(控除)関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税及び輸入品に係る消費税

● 移入

(注 意 点)

県外市場から県内への財・サービスの販売のこと。 県内居住者と海外居住者との取引である列部門「(控除)輸入(普通貿易)」、「(控除)輸入(特殊貿易)」、「(控除)輸出(直接購入)」を、県内居住者と県外居住者との取引に読み換えたものに概ね相当する。

特殊な例として、本社営業所等の活動経費、受委託 加工費の表章にも用いられている。

4-2 粗付加価値部門

● 家計外消費支出(行)

(宿泊・日当、交際費、福利厚生費)

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、 交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消 費支出に類似する支出であり、福利厚生費(他の粗付 加価値部門に計上されるものを除く。)、交際費及び接 待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分 (主として、宿泊と日当)を範囲とする

- ① 宿泊・日当…役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。
- ② 交際費…得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。
- ③ 福利厚生費…保健衛生医療費(従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等)等から成っている。なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ行部門「雇用者所得」、「資本減耗引当」及び「間接税(除関税・輸入品商品税)」に含める。

(注 意 点)

① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は列部門「宿泊業」に含まれ、同じく、企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は、列部門「住宅賃貸料(帰属家賃)」に含める。また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、行部門「雇用者所得(その他の給与及び手当)」に含まれる。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、列部門「家計消費支出」が、個々の食材または「飲食店」等を投入することとして扱う。② 列部門の家計外消費支出計(列生産額)と、行3部門「宿泊・日当」、「交際費」及び「福利厚生費」の生産額合計に当該3部門にかかる純移出入(移出一移入)を加えた値は一致する。

● 雇用者所得

(賃金・俸給、社会保険料(雇用主負担)、 その他の給与及び手当)

(1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、県内の民間及び政府等において 雇用されている者に対して、労働の報酬として支払 われる現金、現物の一切の所得である。ここでいう 所得とは、雇用主の支払いベースであり、雇用者の 受け取りベースではない。また、所得の発生をその 対応期間において正しく把握するために、賃金・俸 給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間 の雇用者所得に含めるものとする(発生主義)。さ らに、雇用者所得も県内概念として把握されるため に、居住者、非居住者を問わず県内で発生した雇用 者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得(賃金・俸給,社会保険料(雇用主負担)及びその他の給与及び手当)を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、県 民経済計算を考慮して、以下の項目により構成されるものとする。

賃金・俸給

a 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払いが義務付けられている慶弔費や、さらには雇主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- (a) 結婚祝金 (b) 出産祝金
- (c)入学祝金 (d)死亡弔慰金
- (e)傷病見舞金 (f)災害見舞金

「チップ」については、イ)客が直接雇用者に 手渡すもの、ロ)客からのチップが雇主を通じて 雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。 本来、賃金・俸給に含めるべきチップは客から規 定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、 それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがってイ)もロ)もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中でイ)を正確に把握することは事実上不可能なので、これを客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ロ)のみを賃金・俸給に含めている。

なお、地方議員の俸給(議員歳費)は、常用労働者賃金として扱う。

b 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。

- ② 社会保険料(雇用主負担) 以下の雇用主負担の社会保険料である。
- a 全国健康保険協会管掌健康保険(日雇特例被保 険者を含む。)
- b 組合管掌健康保険
- c 厚生年金保険
- d 船員保険
- e 私立学校教職員共済
- f 雇用保険
- g 労働者災害補償保険
- h 児童手当
- i 国家公務員共済組合
- i 地方公務員等共済組合
- k 国家公務員災害補償基金
- 1 地方公務員等災害補償基金

なお、健康保険の保険料にはには医療分と介護 分の保険料が含まれている。

さらに、「労働基準法」に基づく災害補償及び k、1の中央・地方の公務員等に対する公務災害 補償はその給付額を社会保険料(雇用主負担)と する。

③ その他の給与及び手当

a 退職年金等の掛金及び支給額、退職一時金の 支給額

退職年金等の掛金及び支給額とは、確定給付型 企業年金に係る勤務費用(一定期間の労働の対価 として発生したと認められる退職給付)及び当該 年金制度運用に係る費用、中小企業退職金共済制 度等への掛金並びに確定拠出年金(企業型)への 掛金である。

退職一時金の支給額とは、退職金共済契約等に よる積立制度への雇用主の積立額と、積立制度以 外で雇用主が実際に支払った退職金である。

b 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及 び自社製品を支給した場合の雇用主のコストで ある。

c 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を 控除した額である。

d 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇用主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇用主の費用である。例として、労災保険における法定外の補償、組合管掌健康保険における付加給付などが挙げられる。

e 財産形成に関する費用

雇用主が雇用者のために支出する以下の費用である。

- (a) 私的保険制度への拠出金
- (b) 持家援助に関する費用
- (c) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

f 娯楽・スポーツ費

従業員及び家族のレクリエーションに関する費 用並びにこれら施設に関する費用である。

g 雇用者ストックオプション

雇用主企業がその雇用者に対し、定められた日付 (権利確定日)又は発効日以降一定の期間内(権利 行使期間)のいずれかにおいて、雇用主企業の株式 をあらかじめ定められた価格(行使価格)で購入す ることができる権利を付与するものである。

● 営業余剰

- ① 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、 資本減耗引当、純間接税(間接税ー補助金)を控除 したものを範囲とする。
- ② 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用 者所得ではなく、営業余剰に含める。
- ③ 非市場生産者(一般政府)★★及び市場生産者 (対家計民間非営利団体)★の生産額は生産コスト (経費総額)に等しいと定義されているため、その 営業余剰は発生しない。営業余剰は市場生産者のみ に発生する。

● 資本減耗引当

固定資産の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象としていない。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「県内 総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

● 間接税(除関税・輸入品商品税)

- ① 間接税は、財、サービスの生産、販売、購入、 又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、 税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、 しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが 予定されているものである。また、財政収入を目的 とするもので政府の事業所得に分類されない税外 収入も間接税に含める。ただし、「関税」と「輸入 品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最 終需要の控除項目として計上する。
- ② 国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、 自動車重量税等が、地方税では地方たばこ税、固定 資産税等が税外負担では、印紙収入等が間接税に相 当する。
- ③ 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これら

に課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。すなわち、県民経済計算及び産業連関表では、住宅は全て産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても列部門「住宅賃貸料(帰属家賃)」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することにしているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

④ 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の2分の1を、生産者負担分として間接税に含める。

● (控除)経常補助金

経常補助金は、一般的に、①非市場生産者(一般政府)
★★から市場生産者に対して交付され、②市場生産者
の経常費用を賄うために交付されるものであり、③
財・サービスの市場価格を低下させると考えられるも
のであること、という3つの条件を満たす経常交付金
である。市場生産者に対する支払であっても、投資を
支援するための支払や運転資産の損失補填のための支
払については補助金には含まれない。また、非市場生
産者(一般政府)★★内の支払や非市場生産者(対家
計民間非営利団体)★に対する支払も、上記①を満た
さないことから補助金には記録されない。